

第 355 回(令和3年9月)定例会

## 会派提案意見書案

令和3年10月1日

番号	件名	提出 会派
意 1	児童養護施設等を退所した者への支援の充実を求める意見書	自民
意 2	適格請求書等保存方式導入にかかるシルバー人材センターの 安定的な事業運営のための措置を求める意見書	自民
意 3	会計年度任用職員制度の改善を求める意見書	県民
意 4	沖縄の戦没者遺骨収集を進め、埋め立てに戦没者の遺骨等 を含む土砂を使用しないよう求める意見書	県民
意 5	不妊治療休暇制度の導入を支援する取組の強化を求める意見書	自兵庫
意 6	出口戦略の提示等によるコロナワクチン接種の推進を求める 意見書	自兵庫
意 7	ワクチン接種にかかる啓発活動等への支援を求める意見書	公明
意 8	出産育児一時金の増額を求める意見書	公明
意 9	地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書	維新
意 10	国の負担で小中学校給食の無償化を求める意見書	維新
意 11	都道府県に義務づけられた臨時医療施設設置の支援を求める 意見書	共産
意 12	少人数学級を推進し、さらに教育環境の充実を求める意見書	共産

意見書案 第 号

(自由民主党)

児童養護施設等を退所した者への支援の充実を求める意見書

児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育し、児童の心身の成長を支援する機能をもっている。あわせて、退所した者に対する相談、その他の自立のための援助を行うことを目的としている。

令和2年3月末現在、全国で児童養護施設は612か所、現員は24,539人で、年度中の入所人員は4,965人となっている。

児童養護施設へ入所した児童の在所期間は、原則として18歳までで、大学等に在学中の場合は満22歳になる年度の末日まで在所期間を延長することができるが、一定の年齢に達すれば施設を退所し、自立することが求められている。

しかし、住居の確保においては保証人がなく契約できなかつたり、体力的・精神的な理由で離職してしまった場合に頼れる人がなく、生活困難に陥るケースがある。

よって、国におかれては、児童養護施設退所後の就職が円滑に進むよう、下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 児童養護施設を退所した者が早急に社会に定着できるよう、就職や住居の確保のための支援の充実を図ること
- 2 児童養護施設を退所した者を雇用する民間企業への支援の施策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

適格請求書等保存方式導入にかかるシルバー人材センターの安定的な事業運営のための措置を求める意見書

我が国の高齢化率は、先進諸国と比較し最も高い水準となっており、内閣府の令和3年版高齢社会白書によると、高齢化率は上昇を続けており、令和2年10月1日現在で、28.8%に達している。

シルバー人材センター（以下「センター」という。）では、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会を提供するとともに、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進による地域社会の活性化を図る役割を担っている。

しかしながら、令和5年10月に導入が予定されている「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」は、適格請求書発行事業者として登録することや、消費税の申告事務が生じるなど、会員への負担が大きくなることが懸念されている。

また、センターでは、請負額にかかる消費税から会員に支払った配分金にかかる消費税を差し引いて納付しているが、制度導入後にセンターの会員が適格請求書発行事業者として登録しなかった場合には、センターは仕入れ税額控除を受けることができず、税負担が増大することとなる。

こうしたことから、インボイス制度の導入により、センター会員に大きな事務負担が生じ、会員の減少や、センター事業に及ぼす影響が極めて大きくなることが想定される。

よって、国におかれては、インボイス制度の導入にあたっては、センターの安定的な事業運営が可能となる措置をとるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

## 会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

2020年4月1日、新たな非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が施行され、期末手当の支給を含めた処遇改善のため、20年度予算においては約1,738億円が措置された。21年度は制度の平年度化に伴う期末手当の支給月数の増額などのため、地方財政措置として664億円が増額される。

しかし、一部自治体では、期末手当を支給する一方で、給料や報酬をその分減額する措置を検討しているという話も出ている。勤務時間をわずかに短縮し、退職金の対象にならないパートタイムで雇うなど、フルタイムから短時間への切り換えの動きもある。

コロナ禍において、臨時・非常勤をはじめとする自治体職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠である。制度が平年度化したとは言え、改正法の趣旨に沿ってさらなる処遇改善を図るため、引き続き、きめ細かく実態を把握し、制度を運用していくことが求められている。

正規・非正規の待遇格差の是正に向けては、国家公務員の非常勤職員に勤勉手当が支給されていることを踏まえ、地方公務員法や地方自治法の改正をさらに進めていく必要がある。また、会計年度任用職員の休暇については国の期間業務職員との権衡により措置することとされ、病気休暇については無給とされている。有給の夏季・冬季休暇の付与について、正規・非正規労働者の間で取り扱いが異なることについて、「不合理な格差」にあたるとした最高裁判決も踏まえ、休暇に関しては、国・地方ともに常勤職員と同じ取り扱いとすべきである。

よって、国におかれては、所要額の調査を定期的に行い、会計年度任用職員の実態を把握するとともに、制度の改善を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

沖縄の戦没者遺骨収集を進め、埋め立てに戦没者の遺骨等  
を含む土砂を使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍民の区別なく沖縄戦などで亡くなられた 24 万 1,632 名の氏名が刻銘されているが、その内の 3,202 名は兵庫県出身者であり、その数は全都道府県の中で 4 番目に多い。これは、明治時代より神戸港が沖縄県民の受け入れに重要な役割を果たしてきたため、現在も本県には沖縄県出身者が数多く生活し、本県と沖縄県との歴史的な繋がりは深い。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972 年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき「沖縄戦跡国定公園」に指定された。同地域では、沖縄戦で犠牲となった将兵や住民の遺骨が残されており、戦後 76 年が経過した現在も、遺族やボランティアによる戦没者の遺骨収集が行われているところである。沖縄戦当時に沖縄県知事を務め、沖縄戦の最中に行方不明になった本県出身の島田叡氏をはじめ、多くの兵庫県民と関係者の遺骨が同地域に眠ると言われている。

しかし昨年、この沖縄本島の南部地域が埋め立てに使う土砂の採取予定地に挙げられ波紋を呼んでいる。先の大戦で犠牲になった多くの人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは、戦没者の尊厳や遺族、関係者の思いを蔑ろにするものであり、人道上許されない。

令和 4 年には沖縄友愛提携 50 周年を迎える兵庫県としても、本県にゆかりのある沖縄戦没者の遺族や関係者の心情に鑑みれば、このことは看過できない問題である。

よって、国におかれては、沖縄戦没者、遺族、関係者の思いを尊重し、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を遵守し、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。
- 2 埋め立てに際しては沖縄戦の戦没者の遺骨が混入した土砂を使用しないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

## 不妊治療休暇制度の導入を支援する取組の強化を求める意見書

不妊治療については、令和4年度当初からの保険適用の実施に向け、対象とする治療や検査等の拡大範囲の検討が進められており、子どもを持ちたいと願う人の希望をかなえていく上で、経済的負担の軽減が図られるところであるが、費用負担と同時に課題となるのが、不妊治療と仕事の両立である。

国におかれては、国家公務員の不妊治療休暇制度が創設されることとなり、これを契機に、民間事業者等でも広く制度が導入され、不妊治療と仕事の両立が実現するために、下記項目に取り組みられるよう強く要望する。

## 記

- 1 専門家による制度導入の手順や必要な手続きについての助言、先進企業における制度導入までのプロセスの紹介等、気軽に問い合わせできる相談体制を充実すること。
- 2 離職防止による企業メリットや少子化対策の観点からも、不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりについて、事業者や従業員の理解を促進するよう一層の広報啓発活動に取り組むこと。  
特に男性不妊については、更なる理解促進が図られるよう対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

## 出口戦略の提示等によるコロナワクチン接種の推進を求める意見書

新型コロナウイルス変異株の爆発的な感染拡大を踏まえ、本県においては、8月20日に4度目の緊急事態宣言が発出され、県民にとっては我慢を強いられる生活が続いているところである。

度重なる宣言により自粛疲れや自粛慣れの声も聞かれ、これまでと同じ対策では、感染拡大を抑えられなくなってきている。一方で、感染収束への「切り札」として順次進んできてはいる新型コロナワクチン接種については、若い世代では副反応への不安から接種を見送る傾向も見受けられる。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防する効果が期待される新型コロナワクチンの接種が、感染者数の大半を占める若い世代にも進んでいくために、下記項目に取り組むよう強く要望する。

## 記

- 1 ワクチンについての誤った情報がネット等で拡散されていることから、若い世代に訴えかける手法として有効なSNSを活用して、接種の意義・有効性及び副反応に関する正確な情報発信を継続的に行うこと。

また、接種対象年齢が12歳以上とされていることから、国が率先して児童・生徒及びその保護者や学校現場に向けた丁寧で分かりやすい説明を行うこと。

- 2 感染状況やワクチン接種の動向、医療提供体制等を踏まえながら、専門的・科学的な分析に基づき、ワクチン接種証明書を活用した飲食店の利用・旅行・イベント参加等への制限緩和を含め、社会経済活動の前進に向けた中長期的な出口戦略を示し、ワクチン接種の加速を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

## ワクチン接種にかかる啓発活動等への支援を求める意見書

感染力の強いデルタ株のまん延で、大幅な感染者数となった第5波の中にあつて、ワクチン接種を終えた高齢者の感染や重症化を抑えるなど、ワクチン接種の効果が出ている。引き続き、64歳以下の接種を着実に進めていかなければならない。

とりわけ重要なのは、若い世代の接種率を向上させることである。今や新規感染者の約7割を30代以下が占めており、若者から同居家族への家庭内感染が増えていると指摘されている。若者へのワクチン接種を促進する体制の構築が必要であるが、ワクチン接種を希望しない人の割合が、若い世代ほど高いことに目を向ける必要がある。

過去の予防接種でアレルギーが出たといった健康上の問題により希望しない人もおり、やむを得ない場合もあるが、SNS（会員制交流サイト）を中心に回っている科学的根拠のないワクチン接種にかかるデマ等を信じてワクチン接種を希望しない人に対しては、正確な情報を伝え、その誤解を解くことが、今後の感染対策を進める上でも非常に重要となる。そのためにはホームページ等の情報発信だけでなく、大学でワクチン接種の効果と副反応について個別に説明し接種率が5割から8割に上昇したといった事例もあることから、大学や職場で同様の説明会を開催することへの支援を行うなど、正確な情報が伝わるように啓発活動を強化する必要がある。

よつて、国におかれては、ワクチン接種にかかる正確な情報提供を積極的に行うとともに、地方自治体が実施するワクチン接種にかかる啓発活動等への支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

## 出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると 2019 年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約 46 万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約 52 万 4,000 円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の 42 万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約 62 万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約 20 万円を持ち出している計算となる。

国は、2009 年 10 月から出産育児一時金を原則 42 万円に増額し、2011 年度にそれを恒久化、2015 年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分 3 万円を 1.6 万円に引下げ、本来分 39 万円を 40.4 万円に引き上げた。2022 年 1 月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を 1.2 万円に引下げ、本人の受取額を 4,000 円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしている。

一方、令和元年の出生数は約 86.5 万人で、前年に比べ約 5.3 万人減少し過去最少となった。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられる。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせない。

よって、国におかれては、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

## 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書

地方議会議員年金制度は、平成 23 年 6 月 1 日に廃止された。

しかしながら、本年 7 月、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会における「地方分権改革の推進と地方議会の団体意思決定機関としての位置付けの明確化等について」項目内容にて、廃止された地方議会議員年金に代わる新たな地方議会議員の年金として、地方議会議員の被用者年金制度加入の実現を求める決議や要望が採択され、国や国会の関係方面に要請活動が行われている。

地方議会議員年金制度は廃止されたとはいうものの元議員等の既存支給者への給付はこの先約 50 年続き、公費負担累計総額は、約 1 兆 1,400 億円にもものぼる巨大な額となる。その原資はすべて税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからぬ影響を与えている。

国民の日常生活は依然として厳しい中で、地方議員だけを特別扱いすることは許されない。地方議会議員年金制度廃止後も、莫大な税金投入が続いており、地方議会議員年金制度を復活させれば、さらなる公費負担が必要となり、到底国民の理解を得られるものではない。国民目線から遠くはなれた三つの議長会の決議・要望は断じて許容できるものではない。

よって、国におかれては、各議長会が進める地方議会議員年金制度の復活には断固反対し、制度を復活しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

## 国の負担で小中学校給食の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第4条第2項により、授業料を徴収しないこととされている。当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

新型コロナウイルス感染症が猖獗を極める中、経済的に苦しい状況にある保護者も多い。現在こそ無償化が切に求められる状況である。兵庫県下では中学校給食無償化の取組が明石市、相生市、たつの市で実施されている。しかし、義務教育である小学校における給食無償化には自治体の財政が厳しく、兵庫県下で実施されているのは相生市のみとなっており、自治体のみでの財政措置では厳しいことが伺える。就学援助制度による対応とは異なり、全面無償化は、教員による給食費の徴収、管理が不要となり、現金管理を学校で行う必要がなくなる効果もある。

平成29年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1740自治体のうち何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、506自治体であり、そのうち小学校中学校ともに無償化しているのは76自治体に留まる。コロナ禍により自治体の財政余力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体も多い。無償化を我が国全ての学校で実現するには、国家の関与が必要である。

よって、国におかれては、学校給食無償化を迅速に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

## 都道府県に義務づけられた臨時医療施設設置の支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症第5波では各地で医療崩壊が起これり危機的状況となった。

陽性と診断され、入院が必要とされているのに入院することができず、宿泊療養施設や自宅療養を余儀なくされ、適切な医療を受けることができず急激な症状の悪化により重症化・死亡する例が全国各地で相次いだ。

このような状況のもと、8月25日厚生労働省は「臨時の医療施設の開設についてその活用を十分に考慮すること」とした事務連絡を都道府県、保健所設置市、特別区あてに通知し、政府分科会会長尾身茂氏や、医師会も臨時医療施設設置を求めている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法には、感染症がまん延することにより、医療の提供に支障が生じる場合、患者に医療を提供するために都道府県に臨時の医療施設設置を義務づけている。しかし、9月4日付共同通信の調査では47都道府県と20政令市のうち、わずか25自治体しか「開設または開設予定」としていない。受け皿整備にあたっての課題として「医師・看護師などの医療人材確保」「適切な場所の選定・確保」が挙げられている。

9月15日衆議院厚生労働委員会では第5波の陽性者数が全国的に下降傾向になった中でも第6波に備え医療提供体制拡充を求める声が相次いだ。感染第6波に備え政府が責任をもって医療提供体制強化を行うことが必要である。

よって、国におかれては、限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、政府が責任をもって医師看護師などの医療人材を確保し、臨時の医療施設設置の支援をおこなうことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

## 少人数学級を推進し、さらに教育環境の充実を求める意見書

少人数学級の実現は、教育現場からの、また、多くの国民からの長きにわたる強い要望の一つである。今般のコロナ禍のもとで、少人数学級の必要性が改めて浮き彫りになり、子どもたちに手厚い教育を、感染症に強い学校をと、今までにない多くの人々が声をあげた。また、全国知事会をはじめとする地方自治体、数百の地方議会、校長会や教育委員会など全国団体も少人数学級を求めた。

その声に応えられ、昨年度末、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が全会一致で可決、成立し、小学校の学級編制の標準を2021年度から5年間かけて40人から35人に引き下げる年次計画が決まった。計画的に一律に引き下げるのは昭和55年以来、約40年ぶりのことである。

さらに、3月30日の参議院文教科学委員会で萩生田光一文部科学大臣が、今後の更なる取組の展望として「(35人学級の)成果を中学校、高校へとつなげていくことが必要」と表明し、今年6月に発表された「骨太方針2021」では、中学校への35人学級導入の検討が盛り込まれた。

一方で、今回の35人学級の実現にあたっては、教員の加配定数の一部を基礎定数に振り替えることになっており、現に2022年度の文部科学省の概算要求では、3,290人の教職員定数の改善のうち、750人は加配定数の振り替えである。加配定数が削られることで、教員総数は十分には増えず、これまでの学校独自の取り組みができなくなる可能性が危惧されている。

よって、国におかれては、今回の定数改善に伴い、確実に教育環境の改善がはかれるよう、下記事項に取り組むことを強く要望する。

## 記

- 1 きめ細かな指導体制を維持するため、加配定数を基礎定数に振り替えることなく、教職員定数の拡充をはかること。
- 2 30人学級を見通して、35人学級の年次計画を前倒しで早期に実現すること。
- 3 中学校、高校での35人以下学級を早急に検討すること。とりわけ中学1年生での実施を急ぐこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。